

5 給与支払報告書（総括表）

種別	点検A	点検B	特別徴収義務者指定番号

藤枝市長宛 令和5年 月 日提出

給与の支払期間	年 月分から 年 月分まで	
給与支払者の法人番号又は個人番号	個人番号は右詰で記載してください。	
フリガナ	事業種目	
給与支払者名称 ※個人事業主の場合は屋号	従業員総人員 (パート等含む)	人
	住所別市町村数	
所在地 (法人の場合、法人登記上の所在地)	変更(年 月 日)・誤り	特別徴収① 給与引き取り できる者
代表者氏名	変更(年 月 日)・誤り	普通徴収② 同封の切替理由 書に記載した 合計人数と一致
担当者氏名・所属課、係名及び電話番号	氏名 (電話)	合計 ①+②
会計事務所等の名称・電話番号	名称 (電話)	特徴 普徴
特別徴収納付書は必要ですか(不要と記入した場合、納付書は送付しません)	要・不要	市処理欄

(切り取り線)

税額通知等の送付先

特別徴収義務者指定番号

左記の税額通知等の送付先に変更・誤りがある場合は朱書きで訂正し、総括表と併せて提出してください。法人登記上の所在地とは別の場所に送付する場合は送付先の登録が必要です。

《総括表記入上のお願い》

所在地・給与支払者名称

前年の総括表・給与支払報告書等に記載された内容を基に通知を送りました。提出後に所在地・名称の変更が生じた場合は、当市ホームページにある「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」の提出をお願いします。

従業員総人員は、貴事業所から給与の支払いを受けているすべての従業員（藤枝市以外に居住している従業員、アルバイト等も含む）の人数を記入してください。

令和5年度の個人住民税（市・県民税）について、「特別徴収の方(①)」「普通徴収（個人納付）の方(②)」及び「合計人数」を必ず記入してください。

特別徴収

給与の支給が毎月ある方で、個人住民税（市・県民税）を事業所が本人の給与から引き取り、事業所全体でまとめてお納めいただく方法です。

[特別徴収義務者の指定について]

地方税法第321条の4及び藤枝市税条例第45条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は市から特別徴収義務者に指定します。

普通徴収

個人でお納めいただく方法です。同封の「個人住民税の普通徴収への切替理由書」（ブルー）の切替理由に該当される方のみ普通徴収として扱うことができます。

※切替理由書に人数、給与支払報告書の摘要欄に略号（普A～普F）を必ず記入してください。

※令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に給与の支払いがあった方全員分（中途退職者を含む）の給与支払報告書の提出をお願いします。

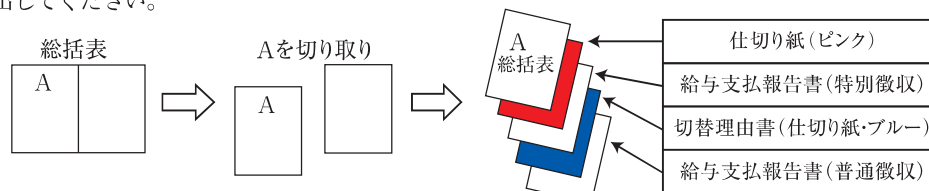
提出先

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市 課税課 市民税係
TEL (054) 643-3187(直通)

給与支払報告書は**令和5年1月24日(火)まで**の提出に御協力をお願いします。

《給与支払報告書の提出方法》

この総括表を切り取り、ご提出いただく給与支払報告書の表紙にしてください。徴収区分の誤りを防ぐため、特別徴収（給与から引き取り）と普通徴収（個人納付）を区分して、それぞれの先頭に同封の仕切り紙（特別徴収－ピンク、普通徴収－ブルー）をつけて提出してください。



給与支払報告書の提出を会計士・税理士等に委託される事業所は、同封書類一式をお渡しください。

◎給与支払報告書提出の
仕切り紙として必ずご使用ください。

仕切り紙

特別徴収 (市県民税を給与からの引きさりができる方)

- この仕切り紙より後には、貴事業所で特別徴収される方の給与支払報告書を添付してください。
 - この方たちの納税通知書は、貴事業所に送付します。
- ※この方たちが、退職等で給与から市県民税の引きさができなくなった時は、速やかに『異動届出書』を提出してください。
- ※『異動届出書』がない場合は、当市HPからダウンロードいただくか、下記提出先までご連絡ください。

藤枝市財政経営部課税課市民税係
電話 054-643-3187

個人住民税の普通徴収への切替理由書

藤枝市長 あて

仕切り紙

指定番号

事業所名

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
普 A	総受給者数（普B～普Fを除いた合計）が2名以下	人
普 B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
普 C	給与が少なく税額が引ききれない	人
普 D	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
普 E	普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）	人
普 F	退職者・退職予定者	人
普通徴収人数合計 ※総括表の普通徴収の欄と一致します。		人

～重要～

普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に必ず略号（普A・普B等）を記入してください。ただし、乙欄該当者と退職者（予定者含む）は所定の欄にその旨の記入があれば省略可。なお、記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなりますので、ご了承ください。

<留意点>

- この切替理由書は、普通徴収対象者（特別徴収できない人）の給与支払報告書の上に付けて提出してください。（特別徴収のみの場合は不要）
※ 提出時の綴り方については下記をご参照ください。
- 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書の合計が一致すること、および給与支払報告書の摘要欄に略号の記入があることを必ずご確認ください。
- 普A～普Fの6項目以外の切替理由は認められません。
- この用紙と同一の項目が記入されていれば、任意の様式での提出でも構いません。

<提出時の綴り方>

